

皆で守ろう 豊かな大地

No.115

大潟土地改良区広報

令和2年12月1日発行



みどり 水土里ネット 大潟



施設見学会の様子
(F2取水口、防潮水門、南部排水機場)

今年も出前授業と
施設見学会を行いました
(大潟小学校4年生)



土地改良区概要	受益面積	組合員数	理事	監事	総代
	11,764.8 ha	1,397名	11名	3名	103名

編集・発行

大潟土地改良区

南秋田郡大潟村字中央3番地9 FAX(0185)45-2412
URL <http://member.ogata.or.jp/~dokai/> E-mail dokai@ogata.or.jp

- 総務課 TEL(0185)45-2118
- 事業課 TEL(0185)45-2523
- 多面的機能支払担当 TEL(0185)22-4550
- 定額助成 (暗渠・区画) TEL(0185)47-7800

第116回

臨時総代会



今野理事長 挨拶



染が拡大している中、前回の通常総代会は感染拡散防止のため行政からの要請もあったことから特例として書面議決を採り入れた異例の総代会でありました。

この度の総代会は未だコロナ禍が収束していない中での開催であります。本日の議案にもありますように、今後、異常事態下でも総代会が成立するよう正式に書面議決を採用する旨の規定改正があります。重要議案でありますのでご審議の程よろしくお願い申し上げます。

さて、今年には積雪の無い年を迎え、県内の一部山間地域では春先の水不足が懸念されましたが、四月以降は一転して雨模様となり春作業の遅れが目立ちました。六月に入り天気はやや持ち直したものの下旬以降は雨や曇りの日が多く、梅雨明け発表のないままに夏を迎え、小麦やタマネギの収穫に影響がありました。小麦の収量は前年比遜色ないものの長雨による倒伏のため品質は二ランク下がった模様です。一方タマネギについては収穫は遅延しましたが、数量、品質とも昨年を大幅に上回る成果を得た模様であります。農家の栽

培技術もさることながら、畑作物は天候に左右される事が多い作物であります。気象条件の変化等による低単収要因を克服するためにやはり土壌条件の改善が必要となつてきます。

令和元年度の農地耕作条件改善事業による当土地改良区の暗渠事業の実施面積は凡そ三百九十二ha、金額で五億円、区画拡大は九〇ha、金額で四千二百万円ほどでした。農地の大区画化・汎用化等の

基盤整備は我が国農業の競争力を強化し持続的な発展に必要な農村振興政策の一つであります。令和二年度も皆様からの要望に応じ、十億二千万円の予算を組んでおりますので年度内での着実な事業完工を宜しくお願い申し上げます。次年度も引き続き本件事業を推進致しますので組合員の皆様方のご参加をお願い申し上げます。

また、平成二十九年この事業を利用し水質改善と省力化の実証実験のためにGNSS基準局と田植え機等の自動操舵システムを取得し、八台の自動操舵田植え機が稼働しておりますが、今後、組合員の更なる利用増加に繋がるよう、大潟村に対し、スマート農業

導入支援の要請を行っている所であります。

次に、国営土地改良事業「八郎潟地区」についてですが、本省による技術検討委員会の事前評価や事業計画書の事前審査が実施され、財務省からの予算概算決定は十二月二十日頃となる予定です。で組合員の皆様方への説明会は一ヶ月頃から順次開催し、ご理解を得ながら事業推進に取り組む所存であります。

本件事業についての同意徴収は予算が国会審議通過後の事となりますので、令和三年四月からの予定です。春の農作業時期と重なり大変ご迷惑をおかけすることになります。ご協力の程、宜しくお願いいたします。

もうすぐ秋の収穫期を迎えますが、台風などの自然災害や作業事故等が無く、今年も豊作でありますよう祈念いたしまして挨拶に代えさせていただきます。

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。



おはようございます。総代の皆様方には、収穫前の何かとお忙しいところ、第一一六回臨時総代会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、高橋村長には公務ご多忙な中ご臨席賜りありがとうございます。令和二年早々新型コロナウイルス感染症が報道され、世界中に感

来賓祝辞



大潟村長 高橋 浩人



おはようございます。
 コロナウイルス対策を講じながらの総代会ですが、無事に開催されましたことお慶び申し上げます。

今年は長雨があり農作物の栽培を心配していましたが、稲作は豊作基調ではないかと思っております。この後台風がこないことを祈っております。

また、国営事業が来年度の事業着手へ進んでいます。今野理事長から説明がありましたように、農家への説明は来年の一月以降から始まりますが、農水省内の本省審査がありますので、その中で計画変更する可能性があり農家への説明を控えてくださいということをお願いしております。総代の皆様もこのことをご理解の上、最寄りの農家さんに聞かれたときには話をしていただければ幸いです。

国営事業の負担割合が決まりまして、国が七九・三三%、県が一・二%、村が六%、農家が二・六七%になりました。二十二年度の工事が終わってからは、二年据え置きで十五年払いとなります。概ね十五ha換算で年間九万六千円利益無しとなります。その頃には、毎年の施設補修費がかなり減りますので、最終的な農家負担はあまりかからないと思います。いずれ長い工事になります。パイプライ

ン化で水路からの越水や漏水、水が来ないということも減りますし、畑作化するには大変便利になりますので、高収益作物の栽培にも取り組みやすくなります。

昨日農研機構を中心としたタマネギの勉強会がありました。村の民産学官の枠組みの中で県立大学、大潟村、農協、土地改良区等が入りながらタマネギを中心に研究を三年間行ってきました。今後新たに農研機構が加わり、大規模なタマネギの実証圃と県立大学キャンパス内に県立大学としての実証圃を来年から設置していく予定です。実証圃ですので農家の方々の見学が可能であり、今後の営農を考える上で参考にしていただければ幸いです。また、研究成果に関しては、今年度までの三年間の研究成果をまとめて二月に報告会を行う予定です。栽培マニュアルに関しても農家の皆様に配布できればと思っております。

このような取り組みを通じて高収益作物が大潟村に定着し所得向上に繋がってほしいと思います。スマート農業関連ですが、国で新たな事業を立ち上げました。土地改良区と一緒に県に確認しているところがあります。有効な事業があればどんどん活用していきたいと思っております。

手というところで予算が当然伴います。要望活動をしておりますが、このコロナウイルス感染症関連で私達が出向いて行くことができない状況ですが、金田事務所の協力を得ながら要望書は主要な各省市に配布をしていただいております。引き続き金田先生を通じて農水省、財務省への要望をしっかりとしながら来年度の予算確保に繋げて事業着手を目指しております。このように金田先生には大変お世話になっておりますので、大潟村の状況をご理解いただいております。どうかお願いします。

今、総理大臣の選出で秋田出身の菅官房長官が第一候補になっております。秋田県出身者が総理大臣に就任するのは初めてになるので大変期待しています。いずれ大きな事業を行うには、国の予算制度を活用しますが、そうしたおりには最大限秋田県の人脈を生かしてやっていければと思います。

また、私事ではありますが先の村長選で再選させて頂きました。今後四年間お世話になりますので、どうかよろしく願います。

土地改良区のご発展と皆様の経営が益々ご発展することを祈念いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。



新任のごあいさつ

秋田県農林水産部 農山村振興課長

阿部 浩 樹

大潟土地改良区の役員並びに組合員の皆様には、日頃より農業農村整備事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

月を歩んできた大潟村の広大な大地はヨーロッパの農村を彷彿させ、私の生まれ育った中山間地域のそれとはあまりにも違い、一種の憧れを抱いていたように記憶しております。

この四月から、ほ場整備、かんがい排水、防災減災事業など農業農村整備事業の調査計画、多面的機能の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度、中山間地域農業及び地域振興を所掌する農山村振興課長を務めさせていただいております。

私は、昭和六十二年に秋田県職員（農業土木職）に採用され、今年五十六歳となりますが、同じ年

を歩んできた大潟村の広大な大地はヨーロッパの農村を彷彿させ、私の生まれ育った中山間地域のそれとはあまりにも違い、一種の憧れを抱いていたように記憶しております。

また、大規模水稲単作経営を中心とした大潟村農業が、スマート農業への取組等などによる生産性の向上や、無落水田植え等の節水型農業の実現による水質保全、田んぼガムの取組等による防災対策などを図りながら、幾多の困難を乗り越えて持続的に発展してきたことに對し、深く敬意を表する次第です。

さて、令和三年度国の概算要求には、大潟土地改良区の管理する幹線用排水路九十七kmの改修などを行う「国営かんがい排水事業八郎潟地区」の事業着手が盛り込まれ、干拓事業完工から四十有余年の歳月を経て、県営事業で実施する各ほ場へ配水する小用水路の整備と併せて、再び大規模なプロジェクトが動き出そうとしております。

益作物の導入による農業・農村の所得向上を図るとされており、国・県営事業の推進を契機として、県で推し進めている複合型生産構造への転換の大規模モデルとして、大潟村農業が県内はもとより、国内農業の牽引役として発展されることを期待しております。

最後にありますが、広大な干拓地の農地及び水利施設の管理等を担っている大潟土地改良区の皆様の方々のご発展とご健勝をお祈り申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。



恵みや潤いのある「わがみずうみ」の 実現を目指して

秋田県生活環境部 八郎湖環境対策室長

村上 旬

大潟土地改良区の皆様には、日頃より八郎湖の水質保全対策について、多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年四月に八郎湖環境対策室長に就任し、今年で二年目となります。初めての室勤務ではありますが、昨年度は第三期湖沼水質保全計画（以下、「第三期計画」という。）の策定に携わるとともに、現在は計画に定める新しい対策に取り組むなど、重責を感じながら業務に当たっております。

さて、八郎湖については、指定湖沼に指定された平成十九年以降、発生源対策等により、八郎湖

へ流入する汚濁負荷量の削減は徐々に進んでいるものの、水質は横ばい傾向が続いており、天候次第ではアオコの異常発生が懸念される状況です。このため、第三期計画では、第二期計画で有効性が確認された水質保全対策を継承しつつ、新しい技術を活用した対策を盛り込むなど、水質保全対策を一層強化して推進していくこととしています。

また、大潟村は全域が湖沼水質保全特別措置法に基づく流出水対策地区に指定されているため、「流出水対策推進計画（第三期）」が第三期計画とともに策定されており、村内における水質保全型農業

等の推進など、流出水の水質改善のための具体的方策が求められています。実際に、村内では「濁水の流出防止」や「幹線排水路での外来魚捕獲と魚粉化」、「節水かんがいの実施」等の多様な取組が実践されており、皆様の日頃からのご努力に感謝いたします。

しかしながら、八郎湖へ流入する汚濁負荷量の四〇五割は農業排水由来であり、水質改善にはその負荷を更に削減していく必要があります。これまで取組を進めてきた無代かき栽培等に加え、第三期計画では、新たにGNS S自動操舵田植機による無落水移植栽培についても目標値を設定して、普及

拡大を図っていくこととしておりますので、皆様には率先した取組を期待しております。

また、来年度から着工予定の国営かんがい排水事業についても、老朽化した農業用利水施設の更新、改修に止まらず、八郎湖の水質保全に資する事業となるよう、国に働きかけて参ります。

県としましては、第三期計画を着実に推進して八郎湖の水質改善や生態系の保全などを図り、八郎湖の長期ビジョンである「恵みや潤いのある「わがみずうみ」の実現を目指して参りますので、今後引き続き、ご理解とご協力をよろしく願いたします。

第
116
回

臨時総代会報告

第一一六回臨時総代会は令和二年九月四日、ホテルサンルール大潟で総代七十八名出席のもとに開会、理事長挨拶に続き、ご来賓の高橋大潟村長の祝辞をいただいたあと、議長に大潟村の菊地幸彦総代を選任し議事が進められ、提案された議案を原案どおり可決し閉会しました。



議案一覽

- ◎報告議案 第一号 国営土地改良事業「八郎潟地区」について
- ◎議案 第一号 令和元年度事業報告について
- ◎議案 第二号 令和元年度一般会計収支決算について
- ◎議案 第三号 令和元年度財産目録について
- ◎議案 第四号 総代の書面による議決権行使導入について
- ◎議案 第五号 大潟土地改良区定款の一部改正について
- ◎議案 第六号 大潟土地改良区規約の一部改正について
- ◎議案 第七号 令和2年度一般会計（第一回）補正予算について
- ◎議案 第八号 全国土地改良事業団体連合会への加入について



令和元年度 事業報告

1 土地改良施設の維持管理

土地改良施設の維持管理については、施設管理規程に基づく補改修を行い用排水の調整について、水管理人・水系委員会並びに八郎潟基幹施設管理事務所と連携を密にし万全を期した。

維持管理すべき土地改良財産及び支出の状況

種 目	施 設 名	施 設 規 模	令和元年度支出額（円）
種 門	用 水 取 入 口	19箇所	7,773,150
水 路	幹 線 用 水 路	93.7km	19,746,422
水 路	小 用 水 路	450.3km	74,866,310
水 路	支 線 排 水 路	108.6km	2,693,039
水 路	小 排 水 路	520.7km	18,073,762
農 道	農 道	435.7km	3,547,321
用 水 管 理			22,510,868
調 査			740,098
計			149,950,970

2 工事施工の状況

本年度工事の工程及び施工方法

維持管理事業

- イ 用水取入口については、計画水量を確保するとともに、通常維持管理（機器点検、整備等）を7,773,150円にて行い機能維持に万全を期した。
- ロ 幹線用水路については、用水路の補改修工事等を19,746,422円にて行い機能維持と用水確保に努めた。
- ハ 小用水路については、用水路の補改修工事、布設替等を74,866,310円にて行い機能維持と用水確保に努めた。
- ニ 支線排水路、小排水路については、排水路整備や堤防キャッチ整備等を20,766,801円（支線排水路2,693,039円、小排水路18,073,762円）にて行った。
- ホ 農道については、トラクターによる農道隣接敷草刈と堤防農道入口部草刈等を3,547,321円にて行った。
- ヘ 用水管理については、用水路沿草刈作業の他、水管理人8名を雇用し用水の円滑な配水に努め22,510,868円にて行った。
- ト 調査については、小用水路測量作業及び排水路調査等を740,098円にて行った。

3 農業基盤整備促進事業等の状況

水田の区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備を農業者の自力施工等を活用し、迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実現し、生産効率の向上と農業競争力の強化を図るための団体営事業を実施しており、その内訳は次のとおりである。

年 度	令和元年度
事業量	区画拡大 90ha 暗渠排水 392ha 農業用排水施設整備 1式
事業費	556,126,000円

4 八郎潟干拓基幹施設維持管理事業（国営造成施設県管理費補助）の状況

国営八郎潟干拓事業で造成された農用地に農業用水を供給し、中央干拓地からの排水並びに八郎湖の淡水化を行う為の基幹施設の維持管理事業を継続実施している。

地 区 名	八郎潟
対 象 施 設	防潮水門、南部排水機場、北部排水機場、方口排水機場 浜口機場、幹線排水路
令和元年度事業費 (H30年度繰越含む)	617,946,000円（他に40,000,000円を次年度へ繰越） （内訳） 委託費・電力料等：364,557,000円、整備費：253,389,000円
負 担 割 合	国40%、県30%、地元30%
令和元年度分担金	192,667,809円（他に12,000,000円を次年度へ繰越）

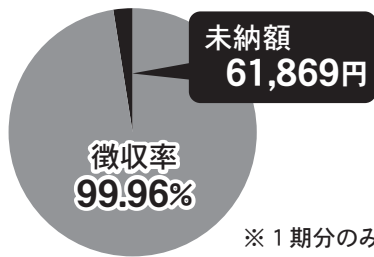
賦課金徴収状況

(令和2年11月20日現在)

皆様のご協力により賦課金は令和元年度まではすべて納入されておりますが、令和2年度第1期分の61,869円が未納となっております。

未収賦課金は納期限の翌日から年14.5%を乗じた延滞金が増加されます。どうか早期完納にご協力くださるようよろしくお願いいたします。

令和2年度 一般会計 調定額 **184,235,494円**



監査報告書

(監事の意見書)

第116回臨時総代会に先立ち、令和元年度の決算監査が行われ、総代会に報告された。

監事は、定款第21条の規定により、土地改良区の業務、会計及び事業等全般に互って、中間監査を令和2年1月23日、24日、27日の3日間、また決算監査を令和2年6月17日、18日、23日、24日の4日間を実施したので、その結果を報告します。

本土地改良区の令和元年度の運営は、定款、規約及び諸規程に基づき総代会決議、理事会決定に従っておおむね良好に執行されており、事業の推進消化、会計帳簿類の処理等においても良好に整理され、その内容においても誤りなかったことを確認しましたので報告致します。

令和2年9月4日

総括監事 伊 東 堅 悦
監 事 龍 田 信 治
監 事 遠 所 進 一

財務状況の公表

令和元年度 一般会計収支決算

【収入の部】

単位(円) 【支出の部】

単位(円)

款	決算額	予算額	比較増減	款	決算額	予算額	比較増減
1 土地改良事業収入	431,699,984	431,938,000	△ 238,016	1 土地改良事業費	714,556,711	708,234,000	6,322,711
2 附帯事業収入	332,906	229,000	103,906	2 一般管理費	90,816,966	96,651,000	△ 5,834,034
3 特定資産運用収入	750	1,000	△ 250	3 負担金	193,193,809	207,164,000	△ 13,970,191
4 補助金等収入	591,176,000	554,800,000	36,376,000	4 業務受託費	4,740,821	5,247,000	△ 506,179
5 寄付金収入	0	1,000	△ 1,000	5 その他の支出	0	1,000	△ 1,000
6 受託料収入	4,740,821	5,247,000	△ 506,179	6 借入金返済支出	0	2,000	△ 2,000
7 雑収入	1,003,450	714,000	289,450	7 固定資産取得支出	2,485,480	2,791,000	△ 305,520
8 借入金収入	0	2,000	△ 2,000	8 積立金繰出支出	45,993,000	45,994,000	△ 1,000
9 積立金取崩収入	0	3,000	△ 3,000	9 予備費	0	9,532,000	△ 9,532,000
10 固定資産売却収入	0	1,000	△ 1,000				
11 繰越金	82,680,124	82,680,000	124				
収入合計	1,111,634,035	1,075,616,000	36,018,035	支出合計	1,051,786,787	1,075,616,000	△ 23,829,213

差引残高 59,847,248円 次年度へ繰越

令和元年度 財産目録

摘 要		金額(円)	摘 要		金額(円)
資 産	流 動 資 産	290,045,907	負 債	流 動 負 債	230,198,659
	現金及び預金	20,824,907		未払金	230,198,659
	短期未収金	269,221,000		固 定 負 債	16,882,492
	固 定 資 産	428,198,224		職員退職給与引当金	16,882,492
	(1)有形固定資産	111,149,765			
(2)その他固定資産	317,048,459				
資 産 合 計		718,244,131	負 債 合 計		247,081,151
			正 味 財 産 合 計		471,162,980

短期未収金：県からの補助金や村からの助成金など。 未払金：3月下旬工期の請負工事代金など。

令和元年度 貸借対照表

単位(円)

I 資 産 の 部				II 負 債 の 部			
科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
1 流動資産	290,045,907	886,381,916	△ 596,336,009	1 流動負債	230,198,659	803,701,792	△ 573,503,133
(1)現金及び預金	20,824,907	129,160,935	△ 108,336,028	(1)未払金	230,198,659	803,172,174	△ 572,973,515
(2)短期未収金	269,221,000	757,182,796	△ 487,961,796	(2)預り金	0	529,618	△ 529,618
(3)立替金	0	38,185	△ 38,185				
2 固定資産	428,198,224	386,686,291	41,511,933	2 固定負債	16,882,492	76,043,492	△ 59,161,000
(1)有形固定資産	110,550,149	114,731,408	△ 4,181,259	(1)職員退職給与引当金	16,882,492	13,912,492	2,970,000
①山林、宅地及びその従物	86,439,532	86,439,532	0	(2)修繕引当金	0	62,131,000	△ 62,131,000
②建物及び附属設備	15,430,795	17,872,572	△ 2,441,777				
③機械及び装置	1,104,315	2,547,211	△ 1,442,896				
④車両運搬具	6	7	△ 1				
⑤工具器具等	7,575,501	7,872,086	△ 296,585				
(2)無形固定資産	599,616	899,424	△ 299,808				
①ソフトウェア	599,616	899,424	△ 299,808				
(3)その他固定資産	317,048,459	271,055,459	45,993,000				
①財政調整積立金	296,645,967	253,622,967	43,023,000				
②職員退職給与積立金	16,882,492	13,912,492	2,970,000				
③出資金	3,520,000	3,520,000	0				
資産合計	718,244,131	1,273,068,207	△554,824,076	負債合計	247,081,151	879,745,284	△632,664,133
				III 正 味 財 産 の 部			
				1 指定正味財産	0	0	0
				2 一般正味財産	471,162,980	393,322,923	77,840,057
				正味財産合計	471,162,980	393,322,923	77,840,057
				負債及び正味財産合計	718,244,131	1,273,068,207	△554,824,076

令和元年度 正味財産増減計算書

【一般会計】

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入	1,028,953,911	1,509,121,730	△ 480,167,819
1 土地改良事業収入	431,699,984	431,142,842	557,142
2 附帯事業収入	332,906	6,709,300	△ 6,376,394
3 特定資産運用収入	750	750	0
4 補助金等収入	591,176,000	1,061,769,000	△ 470,593,000
5 受託料収入	4,740,821	8,075,599	△ 3,334,778
6 雑収入	1,003,450	1,424,239	△ 420,789
(2) 経常支出	951,113,850	1,526,736,152	△ 575,622,302
1 土地改良事業費	672,636,711	1,216,725,979	△ 544,089,268
2 一般管理費（減価償却費含む）	97,783,509	92,468,806	5,314,703
3 負担金（修繕引当金含む）	172,982,809	206,824,768	△ 33,841,959
4 業務受託費	4,740,821	8,075,599	△ 3,334,778
5 その他の支出	2,970,000	2,641,000	329,000
当期経常増減額	77,840,061	△ 17,614,422	95,454,483
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入	0	0	0
(2) 経常外支出	4	0	4
当期経常外増減額	△ 4	0	△ 4
当期一般正味財産増減額	77,840,057	△ 17,614,422	95,454,479
一般正味財産期首残高	393,322,923	410,937,345	△ 17,614,422
一般正味財産期末残高	471,162,980	393,322,923	77,840,057
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
III 正味財産期末残高	471,162,980	393,322,923	77,840,057

令和2年度9月4日開催第116回臨時総代会において、「総代の書面による議決権行使」を導入するため定款及び規約の一部改正を行いました。内容は次のとおりです。

大潟土地改良区定款の一部改正

- 第13条の2 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。
- 2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

大潟土地改良区規約の一部改正

- 第11条 2 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。
- 第12条 2 委員会の委員は、総代会において出席した総代（書面をもって議決権を行う者を除く。）のうちから選任する。

令和2年度 一般会計(第1回)補正予算書

【収入の部】

単位(千円)

款	項	目	科	目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付	記
1				土地改良事業収入	434,750	434,750			
2				附帯事業収入	389	389			
3				特定資産運用収入	1	1			
4				補助金等収入	1,081,633	1,081,633			
5				寄付金収入	1	1			
6				受託料収入	4,325	4,325			
7				雑収入	827	827			
8				借入金収入	2	2			
9				積立金取崩収入	3	3			
10				固定資産売却収入	1	1			
11				繰越金	59,847	46,570	13,277		
	1			前年度繰越金	59,847	46,570	13,277		
		1		前年度繰越金	59,847	46,570	13,277		
収入合計					1,581,779	1,568,502	13,277		

【支出の部】

単位(千円)

款	項	目	科	目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付	記
1				土地改良事業費	1,227,530	1,227,530			
2				一般管理費	97,080	94,909	2,171		
	1			運営事務費支出	97,080	94,909	2,171		
		1~4		略	59,900	59,900			
		5		賃金	4,067	2,227	1,840		臨時職員1名増
		6~15		略	15,629	15,629			
		16		法定福利費	8,856	8,561	295		臨時職員1名増
		17~18		略	1,642	1,642			
		19		研修及び厚生費	2,208	2,172	36		臨時職員1名増
		20~24		略	4,778	4,778			
3				負担金	197,247	197,247			
4				業務受託費	4,325	4,325			
5				その他の支出	1	1			
6				借入金返済支出	2	2			
7				固定資産取得支出	2,533	2,533			
8				積立金繰出支出	43,061	31,955	11,106		
	1			財政調整積立金繰出支出	40,306	29,200	11,106		
		1		財政調整積立金	40,306	29,200	11,106		
	2			職員退職給与引当積立金繰出支出	2,754	2,754			
	3			出資金繰出支出	1	1			
9				予備費	10,000	10,000			
支出合計					1,581,779	1,568,502	13,277		

令和2年度

理事会報告

- 並びに令和2年度事業計画及び予算
- 報告案件第9号 令和元年度農業基盤整備促進事業等決算
- 報告案件第10号 令和元年度予備費充用並びに予算流用結果
- 報告案件第11号 令和元年度取水量報告
- 報告案件第12号 水管理人辞退に伴う令和2年度水管理体制
- 報告案件第13号 令和2年度通水前補修(緊急補修)結果
- 報告案件第14号 補改修工事の検査結果
- 報告案件第15号 令和2年度管理委員並びに水系委員長選出結果
- 報告案件第16号 令和2年度補改修工事の発注結果
- 報告案件第17号 令和2年度嘱託職員及び臨時職員の雇用結果
- 報告案件第18号 国営八郎潟地区「水管理システム」
- 報告案件第19号 令和2年度水質保全計画策定等業務委託と令和元年度実績
- 報告案件第20号 令和2年度水利施設整備事業の採択結果
- 案 件第1号 国営土地改良事業「八郎潟地区」地元負担に係る大潟村との協議
- 案 件第2号 令和元年度事業報告

第1回理事会案件 令和2年4月8日

- 案 件第1号 農業基盤整備促進事業等に係る土地改良事業団体連合会への業務委託契約

第2回理事会案件 令和2年6月12日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組員資格得喪の処理結果
- 報告案件第3号 賦課金徴収状況
- 報告案件第4号 令和元年度第2回八郎潟地区土地改良事業促進協議会(書面議決)
- 報告案件第5号 令和2年度国営造成施設管理体制整備促進事業計画推進事業の業務受託結果
- 報告案件第6号 大潟村大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会からの委託事務に係る受託契約締結結果
- 報告案件第7号 土地改良区施設用地の一時使用願い(ソーラースポーツライン駐車場)に対する承諾結果
- 報告案件第8号 令和元年度多面的機能支払事業決算



大潟耕作5期地区（農業者施工）
に係る契約締結

- 案 件第5号 定額・定率助成に係る令和3年度
要望量調査
- 案 件第6号 全国土地改良事業団体連合会への加入
- 案 件第7号 固定資産の取得
- 案 件第8号 令和2年度国営農業水利事業東北
協議会総会開催
- 案 件第9号 令和2年度第1回大潟地区管理体
制整備推進協議会開催
- 案 件第10号 令和元年度決算監査報告書

第4回理事会案件 令和2年8月7日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 中央幹線排水路の他目的使用に対
する回答結果
- 報告案件第5号 国営造成水利施設ストックマネジ
メント推進事業馬場目川下流地区
サイホン管対策工法試験効果観測
評価業務報告
- 報告案件第6号 令和2年度幹線用水路、小用水路、
農道関係の補改修要望に係る管理
委員会からの答申
- 案 件第1号 総代会における書面議決導入検討
- 案 件第2号 第116回臨時総代会の開催日時と
提出議案
- 案 件第3号 「スマート農業導入推進型」のR
3年度予算要求
- 案 件第4号 国営関連事業
- 案 件第5号 共有地の代表者選任等
- 案 件第6号 令和元年度決算監査報告書に対す
る回答
- 案 件第7号 農地転用

第5回理事会案件 令和2年8月20日

- 報告案件第1号 業務概要
- 案 件第1号 総代の書面による議決権行使導入

- 案 件第3号 令和元年度一般会計収支決算
- 案 件第4号 令和元年度財産目録
- 案 件第5号 令和2年度一般会計（第1回）補
正予算
- 案 件第6号 大潟土地改良区就業規則の一部改正
- 案 件第7号 大潟土地改良区嘱託就業規則の一
部改正
- 案 件第8号 大潟土地改良区臨時職員就業規則
の一部改正
- 案 件第9号 令和3年度国営造成施設県管理費
補助事業の概算要求と令和2年度
実施計画
- 案 件第10号 令和2年度補改修要望の取りまとめ
- 案 件第11号 令和2年度農道切下げその他工事
- 案 件第12号 令和2年度余剰水縮減の巡視
- 案 件第13号 令和2年度定額助成に係る労務及
び機械単価
- 案 件第14号 パソコン等の購入計画変更
- 案 件第15号 備品（パソコン、プリンター）の購入
- 案 件第16号 令和2年度役員研修

第3回理事会案件 令和2年7月10日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第3号 国営土地改良事業「八郎潟地区」地
元負担に係る大潟村との協議結果
- 報告案件第4号 固定資産等現状調査結果
- 報告案件第5号 令和2年度補改修工事の発注結果
- 報告案件第6号 令和2年度水質調査（4月・5月）結果
- 報告案件第7号 令和2年度補改修要望の取りまと
め結果
- 報告案件第8号 令和2年度臨時職員の雇用結果
- 報告案件第9号 令和2年度農業基盤整備促進事業
等に係る採択結果
- 案 件第1号 八郎潟干拓基幹施設維持管理事業に
おける「大潟村の適正な負担割合」
- 案 件第2号 令和2年度第1回管理委員会開催
並びに諮問事項
- 案 件第3号 職員採用試験日程
- 案 件第4号 令和2年度農地耕作条件改善事業



- 案 件第 1 号 令和 2 年度幹線用水路漏水補修
- 案 件第 2 号 多面的機能支払事務受託体制
- 案 件第 3 号 国営事業の同意徴収方法
- 案 件第 4 号 備品購入等

第 8 回理事会案件 令和 2 年 11 月 6 日

- 報告案件第 1 号 業務概要
- 報告案件第 2 号 賦課金徴収状況
- 報告案件第 3 号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第 4 号 臨時職員の雇用結果
- 報告案件第 5 号 農業基盤整備促進事業等負担金の賦課額調定結果
- 案 件第 1 号 大潟土地改良区工事執行規程の一部改正
- 案 件第 2 号 大潟土地改良区就業規則の一部改正
- 案 件第 3 号 大潟土地改良区臨時職員就業規則の一部改正
- 案 件第 4 号 令和 2 年度金物関係補修
- 案 件第 5 号 令和 2 年度小用水路付帯施設補修
- 案 件第 6 号 令和 2 年度用水路その他小補修
- 案 件第 7 号 令和 2 年度すべり補修
- 案 件第 8 号 令和 2 年度湧水処理試験工事
- 案 件第 9 号 令和 2 年度定額助成（暗渠排水）の農業者施工報告
- 案 件第 10 号 土地改良施設用地に係る他目的使用（施設管理）の契約
- 案 件第 11 号 令和 2 年度第 2 回管理委員会開催並びに諮問事項
- 案 件第 12 号 小用水路測量結果

- 案 件第 2 号 大潟土地改良区定款の一部改正
- 案 件第 3 号 大潟土地改良区規約の一部改正
- 案 件第 4 号 第 116 回臨時総代会の提出議案変更
- 追加案件第 5 号 中央幹線排水路の他目的使用（日程変更）

第 6 回理事会案件 令和 2 年 9 月 7 日

- 報告案件第 1 号 業務概要
- 報告案件第 2 号 賦課金徴収状況
- 追加報告案件第 3 号 補改修工事の検査結果
- 案 件第 1 号 令和 2 年度補改修要望に係る理事会検討事項
- 案 件第 2 号 令和 2 年度小用水路布設替その他工事の発注
- 案 件第 3 号 令和 2 年度定額助成（暗渠排水・区画拡大）工事の発注
- 案 件第 4 号 西部側取水口水門巻上機塗装整備
- 案 件第 5 号 令和 2 年度役員研修

第 7 回理事会案件 令和 2 年 10 月 8 日

- 報告案件第 1 号 業務概要
- 報告案件第 2 号 賦課金徴収状況
- 報告案件第 3 号 令和 2 年度補改修工事の発注結果
- 報告案件第 4 号 定額・定率助成に係る令和 3 年度要望量調査結果
- 報告案件第 5 号 令和 2 年度余剰水巡視結果
- 追加報告案件第 6 号 八郎潟干拓基幹施設維持管理事業における「大潟村の適正な負担割合」に対する秋田県からの回答結果

国営造成施設管理体制整備促進事業の活動報告

計画推進事業

会議関係

- R 2.7.8 第1回幹事会開催（4名出席）
- R 2.7.9 第1回役員会開催（2名出席）
- R 2.7.22 第1回協議会開催（16名出席）

年度内に第2回目の会議を開催予定

ゴミ処理

土地改良施設内に不法投棄されたゴミを処理

1回処理済み



のぼり旗製作

田んぼダム実施啓発用、水難事故防止啓発用、ゴミ不法投棄防止啓発用のぼり旗を製作し設置



蛍光ペン製作

蛍光ペンを製作し小学生などへ配布



住宅地を流下する幹線水路沿いの草刈

協定に基づき関係する大潟村の7自治会が草刈を実施



マコモの植栽

水質浄化効果のあるマコモをE1取水口に植栽（18名参加）



出前授業・施設見学会

大潟小学校4年生を対象に実施



土地改良区管理施設へ **ゴミを捨てないで!!**

土地改良区では毎年不法投棄されたゴミを処理しています。国営造成施設管理体制整備促進事業において、ゴミ捨て防止対策ののぼり旗を製作し設置しておりますが、残念ながら、さまざまな場所で心ない人により古家電、古タイヤ等が不法に捨てられております。不法投棄には厳しく対応をしており、今年は不法投棄した人が警察に検挙される事案が発生しました。不法投棄は絶対にしないで下さい。

景観と自然を守るため不法投棄を見たら直ぐ警察または**土地改良区（電話0185-45-2118）**へご一報下さい。



土地改良施設での**野焼き（もみ殻焼き）禁止!!**



土地改良施設である支線排水路付近での野焼き（もみ殻焼き）は、埋設管（放水管）に火が燃え移ることにより、村道、農道の陥没を引き起こすなど重大な事故へ繋がる危険な行為ですので、絶対に行わないでください。

また、維持管理上も本来必要のない工事を経費をかけて行わなければならない、非常に支障をきたしています。

土地改良施設での野焼き（もみ殻焼き）を見かけたら消防、警察または土地改良区へご一報ください。

手続きのお願い

組合員の資格等に変更があった場合、届出が必要です。
（組合員資格得喪通知書の届出）

- ◆ 農地の移動（売買、賃貸借、交換等）があった場合
- ◆ 生前一括贈与又は死亡により名義変更した場合
※死亡により名義変更をされた方で、その後、相続（所有者）が別の方に変更となった場合は、再度届出が必要です。
- ◆ 農業者年金等により経営移譲した場合
※親から子へ名義変更をされた方で、その後、親の死亡等により子が所有者となった場合は、再度届出が必要です。
- ◆ 住所が変わった場合
- ◆ 名義が変わった場合

資格を取得し又は喪失した場合は農業委員会の許可を経て速やかに土地改良区に届出してください。



直通電話について

事業課、多面的機能支払担当にも直通電話がありますのでご利用ください。（担当者へ用件がスムーズに伝わります）

	電話番号	業務内容
事業課	45-2523	<ul style="list-style-type: none"> ・用水路、農道、排水路などの土地改良施設に関する事 ・通水及び排水に関する事 ・補改修要望に関する事 ・用水路布設替などの工事に関する事 など
多面的支払担当	22-4550	<ul style="list-style-type: none"> ・共同活動（農道路肩の草刈り・農道碎石補修）に関する事 ・活動状況撮影用のデジカメ貸し出しに関する事 ・防風林の草刈りに関する事 ・支払証明書に関する事 など
定額助成担当	47-7800	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水、区画拡大に関する事 など
総務課	45-2118	上記以外の業務全般

編集後記



新型コロナウイルス感染症の流行は収まる気配が見えません。皆様は最近どのように過ごしていますか。私は外出の頻度も減ってしまい、家の中で過ごすことが多くなっています。収束したら色々旅行したいと思っています。

来年4月からは新しい職員が仲間に加わる予定です。国営事業も動き出す予定で忙しくなります。貴重な戦力として一緒に仕事ができることを楽しみにしています。